

仕 様 書

この仕様書は、別府防衛事務所における一般廃棄物収集運搬業務について適用する。

- 1 件 名：別府防衛事務所一般廃棄物収集運搬業務
- 2 業務の目的：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、「別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」「別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」等ごみ収集等に関する関係法令・規則を遵守し、別府防衛事務所の事業系一般廃棄物を収集し、別府市長が指定する処理施設へ搬入しなければならない。
- 3 履行機関等：
 - (1) 履行期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
 - (2) 収集場所：別府防衛事務所玄関
 - (3) 収 集 日：毎週火曜日及び金曜日の週2回とする。但し、収集日が祝日等の場合はその前日に収集するものとする。
なお、履行期間中の令和8年12月29日から令和9年1月3日の間は上記但し書きを適用しない。
 - (4) 収集時間：8時30分までに収集すること。
- 4 履 行 内 容：
 - (1) 別府防衛事務所の事業系一般廃棄物について、当所指定場所に排出された当該廃棄物を毎週指定曜日の指定時間までに収集し、必ず別府市の廃棄物処理施設へ搬入すること。不法投棄は一切認められない。
 - (2) 収集について
 - ① 種別
別府市のごみ分別種別に基づく次の一般廃棄物とする。
 - ア もやすごみ（可燃物）
 - イ もやさないごみ（不燃物）
 - ウ 缶・びん・ペットボトル（資源物）
 - エ 古紙・古布（資源物）※分別は委託者が行う。

② 収集回数、数量

週2回（火曜日、金曜日）（3（2）に記載する年末年始を除く。）

1回につき（2）①ア～エの種別のごみ約8kg程度

- 5 その他：この仕様書に定めのない事項に関して生じた疑義は、委託者及び受託者が協議するものとする。